

平成 18 年 11 月 21 日

各 位

上場会社:株式会社タイセイ
(コード番号:3359 Q-Board)
本社所在地:大分県津久見市上青江4478番地8
代表者名:代表取締役社長 佐藤 成一
問合せ先:常務取締役 江藤 衆児
電話番号:0972-85-0117

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 16 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

公示方法について、周知性の向上及び公告費用削減を図るため、電子公告制度を採用することとし、変更を行うものであります。(変更案第5条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第14条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第25条)

取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除ならびに社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条)

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 12 月 16 日 (土)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 16 日 (土)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社タイセイと称し、 英文ではTAISEI CO., LTDとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社タイセイ</u>と称し、英文では、<u>TAISEI CO., LTD</u>とする。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>— 乾燥剤・脱酸素剤・保冷剤の販売</p> <p>— 包装資材の販売</p> <p>— 在宅介護サービス</p> <p>— 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を津久見市に置く</p>	<p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を津久見市に置く。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>取締役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>監査役</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>36,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000株とする。</u></p>

現行定款	定款変更案
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己株式の取得) 第8条 当社は、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
(基準日) 第7条 当社は、 <u>毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削除)
(名義書換代理人) 第8条 当社は、 <u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

現行定款	定款変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取り扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条の定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役、監査役および取締役会(員数)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役、監査役および取締役会(員数)</p> <p><u>第18条</u> 当会社の取締役は、<u>5名以内</u>、監査役は、<u>3名以内</u>とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第16条</u> 取締役および監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役および監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 取締役および監査役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>取締役および監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>取締役会の決議により、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順</p>

現行定款	定款変更案
<p>め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) <u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> (現行どおり) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) <u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法) <u>第24条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p><u>第24条</u> 取締役および監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)および監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>当社は、社外取締役および社外監査役との間で、当該社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第25条</u> 当社の営業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、毎年9月30日を決算期とする。</p>	<p>第5章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第30条</u> 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第26条</u> 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録され</p>	<p>(期末配当金)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿</p>

現行定款	定款変更案
<p>た株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p>	<p>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>（第28条より移設）</p>	<p>（中間配当金） <u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p>
<p>（配当金の除斥期間） <u>第27条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>（配当金の除斥期間） <u>第33条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
<p>（中間配当） <u>第28条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>（第32条へ移設）</p>

以上